

新型コロナウイルス感染拡大予防新栄児童センター運営管理基準

1 趣旨

新栄児童センター（以下、「センター」という。）の施設利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」に基づき、感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定める。

2 対象施設

新栄児童センター

3 収容定員

各部屋の収容定員は、床面積を一人当たり6平方メートルで除して算定する。

※平時の50パーセントの定員となるよう算定。（消防法施行規則第一条の三）

※3歳未満の乳幼児にあつては、一人当たり3平方メートルと補正して算定。

部屋	床面積（平方メートル）	定員（名）
図書室	72.00	12
体育室	65.00	10
乳幼児室	65.00	10

4 利用条件

(1) 名簿の作成

利用に当たっては、センターが用意する利用者名簿（予約者名簿）に、利用者の連絡先等の情報を供すること。

(2) 来館者の制限

来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があつた場合（又は平熱比1度超過）や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館を控えること。

(3) マスクの着用

館内では常にマスクを着用すること。

なお、乳幼児については熱中症予防等のため、着用は求めないこととする。

館庭においては、マスクは各自で所持すること。もしくは、マスクに氏名を明記の上、センターが指定する場所にて各自管理すること。

(4) 手洗い、手指消毒の実施

館内に入る際には、手洗いや手指の消毒を実施すること。

(5) 室内換気の実施

換気扇を稼働させるとともに、ドアや窓を開けて利用すること。

(6) 対人距離

館内では、利用者同士の距離を1メートル（できれば2メートル）以上、保つよう注意するとともに、事業実施の際は並び方や座席の配置に工夫すること。

(7) 飲食時の注意

飲食を行う際は、黙食、マスク会食等の感染予防策を徹底すること。

なお、水分の補給に当たっては水筒を持参し、水道水の直飲みは避けること。

(8) 活動終了時の消毒の実施

活動終了後は、共用する物品などの消毒をセンター職員等が実施すること。

(9) 速やかな入退館の実施

利用者は利用時間に合わせて来館し、利用後は速やかに退館すること。

5 各事業の運営について

【共通事項】

◎定員制・事前予約制とする。

◎スタッフの体調確認、衛生管理（手洗い・消毒）、マスク着用を厳守する。

6 フリー利用について

(1) 利用は各部屋の定員までとすること。

(2) 乳幼児室の玩具は、使用後に使用済ボックスに入れること。

【各事業詳細】

つどいの広場もくば

(1) 会場

乳幼児室

(2) 時間

【二部入替制】

第1クール：午前10時～午前10時50分（20分間消毒タイム）

第2クール：午前11時10分～正午（午後1時まで消毒タイム）

※玩具は現在の半数程度に減らし、消毒タイムにセンター職員が入れ替える。

遊具はもくばスタッフが消毒（次亜塩素酸水を噴霧後に乾拭き）。

第2クール終了後はすべての玩具、遊具をもくばスタッフが消毒する。

消毒が難しい素材の玩具は出すのを控える。

(3) 定員

各クール5組まで（一組2名）

会場面積から算定すると5.88…組≒5組が定員となる。

※スタッフ2名分（6㎡×2名＝12平方メートル）を除く。

(4) 予約方法

予約者名簿を用いて、窓口及び電話で受付を行う。

※予約は1人1回分。利用終了時に次回の予約を受け付けることは可能。

定員内であれば予約がなくても当日利用可能。

(5) 周知方法

ホームページ、児童センター掲示板等に掲示する。

ピヨピヨ広場・よちよちクラブ

(1) 会場

ピヨピヨ広場：乳幼児室

よちよちクラブ：図書室または体育室

(2) 時間

【二部入替制】

第1クール：午前10時30分～午前11時15分（15分間消毒タイム）

第2クール：午前11時30分～午後0時15分（15分間消毒タイム）

(3) 定員

各クール5組まで（一組2名）

会場面積から算定すると5.88組≒5組が定員となる

※スタッフ2名分（6平方メートル×2名＝12平方メートル）を除く

(4)、(5)は「つどいの広場もくば」に準ずる。

幼児のひろば

(1) 会場

原則、館庭での実施につき、定員は設けず予約も不要とすること。

ただし、工作など屋内での実施の際は、定員に応じた予約制とすること。

(2) 時間

午前10時30分～午前11時15分

(3) 定員

10組まで（一組2名）※センター職員4名が参加の場合

(4)、(5)は「つどいの広場もくば」に準ずる。

7 活動制限

次のいずれかに該当する活動については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、利用前及び利用中において感染予防策の徹底を図るものとする。

活動内容	例
語学会話など発声を主とする活動	外国語会話など
息を吹く楽器の使用	管楽器の演奏など
運動、武道	ダンス、卓球、バドミントン、吹き矢、体操、踊りなど
活動上密接を避けることができない活動	囲碁、将棋、かるた、茶道など

調理を伴う活動	料理、パン、そば、お菓子など
大きな声を出す、歌(唄謡詠)う	合唱、カラオケ、コーラス、歌唱、詩吟、民謡など

8 期間

期間は、令和3年10月25日から当面の間とする。

以 上